

保護者の方へ ～ 就学援助制度のお知らせ ～

長岡京市教育委員会

1. 就学援助制度とは

- (a) 生活保護を受けている世帯（保護者）及び、(b) 経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して行う経済的な援助です。

2. 就学援助の種類

- (a) 要保護児童・生徒 ———— 生活保護を受けている世帯（保護者）
 (b) 準要保護児童・生徒 ———— 経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者

3. 援助の内容（令和3年度実績額 ※金額は、援助費の支給までに変更される場合があります。）

	要保護	準要保護	支給時期	援助内容		
				小学校	中学校	備考
学用品費、 通学用品費		○	認定日の 翌月末頃	1年 11,630円 2年～13,900円	1年 22,730円 2年～25,000円	左記は年額です 認定月により月割となります
新入学児童・生徒 学用品費		○	5月末	1年 51,060円	1年 60,000円	4月末認定までの1年生に限ります
校外活動費		○	実施後随時	実費		(※1)
修学旅行費	○	○	実施後随時	実費		(※1、※2)
学校給食費		○	学期終了後 随時	実費	実費	小学校は学校長へ支払われます 中学校は引落しが発生しません (※3) (※4)
体育実技用具費		○	11月以降 随時		実費	中学校のみ (※1)
PTA会費		○	認定日の 翌月末頃	2,400円	3,000円	同一校に兄弟姉妹がいる場合は、 最高学年の児童・生徒のみ 左記は年額です 認定月により月割となります
生徒会費		○			1,440円	中学校のみ。左記は年額です 認定月により月割となります
医療費	○	○	随時	自己負担額 学校の健康診断で、以下の学校病 の所見を受けた場合のみ、自己負 担額が医療機関へ支払われます。 原則、医療券の有効期限内のみ 医療機関での受診が可能です。 対象学校病：むし歯、中耳炎、 慢性副鼻腔炎、アデノイド、 結膜炎、トラコーマ、膿痂疹、 白癬、疥癬、寄生虫病 (※5)		

(※1～5は次頁に記載)

- ※1 校外活動費、修学旅行費及び体育実技用具費は、実施（購入）以前の認定が対象となります。
- ※2 京都府立中学校へ就学している場合の修学旅行費は、本来校の同年度の修学旅行費実績額を上限として支給します。
- ※3 学校給食費は、4月認定までの1年生を除き、支給開始月以降が対象となります。
- ※4 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業により、本来予定されていた給食の提供がなくなった、またはなくなる見込みがある場合、特別措置として臨時休業期間中の給食費相当額を支払うことがあります。なお、支払いの決定及びその額や時期等については、予算の範囲や社会情勢等を考慮したうえで決定し、認定者に対し通知書等によりお知らせします。
- ※5 医療費は、4月末認定までの1年生を除き、健康診断以前の認定が対象となります。

4. 申請方法

① 新規申請の方（小学校新1年生及び中学校新1年生）

入学後、令和4年4月15日（金）までに、学校に必要書類を提出してください。

入学前支給の申請を行い認定となった方については、申請は「不要」です。そのまま就学援助認定となります。入学前支給の認定結果は1月中に発送予定です。

② 新規申請の方（小学校新2年生から新6年生及び中学校新2年生から新3年生）

③ 継続申請の方（次年度の受給を希望されない場合は提出不要）

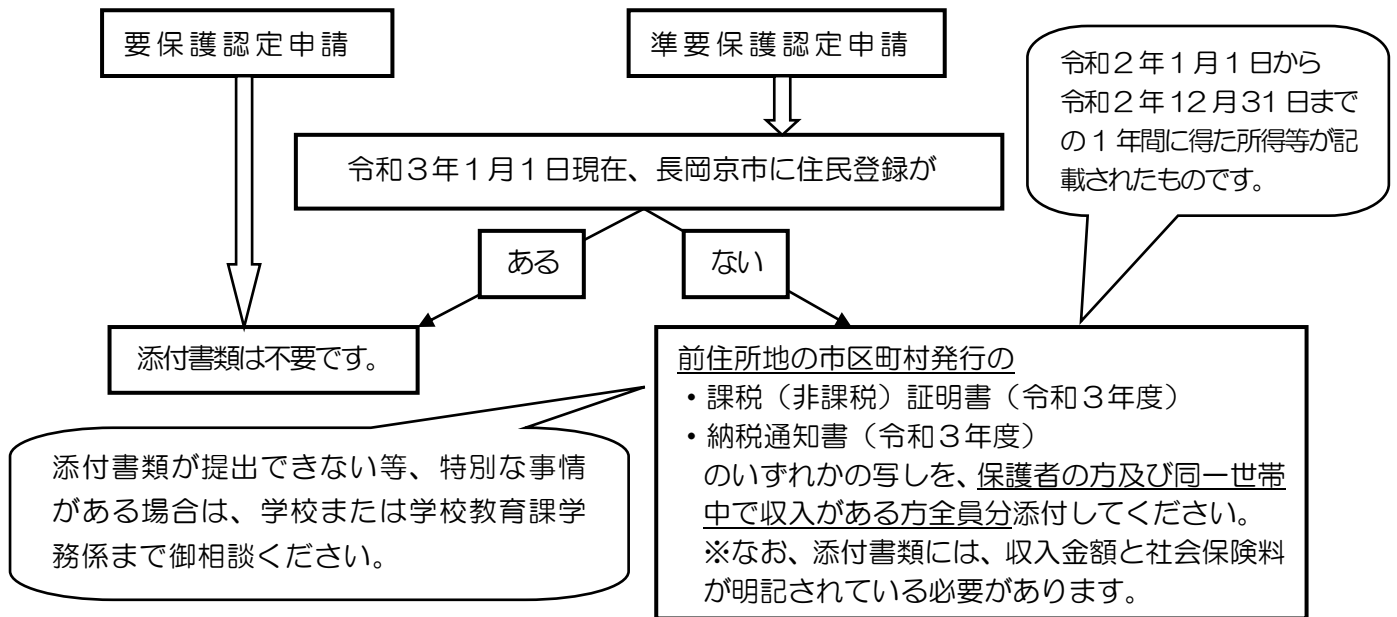
②及び③の方につきましては、令和4年2月25日（金）までに、在籍する学校に必要書類を提出してください。学年は、「令和4年度」の学年を記入してください。

《 注意 》

- 同じ学校に複数の児童・生徒が在籍している場合、申請書は1通の提出で構いませんが、必ず全ての児童生徒名を記入してください。
- 小学校及び中学校それぞれに児童・生徒が在籍している世帯は、両方に申請書を提出してください。令和4年度に中学1年生になる生徒と小学校に在籍する児童がいる世帯は、小学校用と中学校用でそれぞれ申請書を作成し、両方とも在籍小学校に提出してください。
- 認定・不認定とも、結果は4月上旬頃（小学校新1年生及び中学校新1年生の保護者の方へは5月上旬頃）に通知します。通知が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。
- 審査の結果、就学援助を受けられない場合があります。
- 税務署等で確定申告されておらず、どなたの扶養にも入っておられない場合は長岡京市税務課での住民税の申告が必要です。申告を済ませたうえで、認定申請してください。
- 申請内容や添付書類に不備がある場合または税務署等で未申告の場合は、認定ができませんのでご注意ください。その後認定された場合、就学援助費は認定月以降が対象となります。
- 期日までに提出がない場合、原則翌月の申請扱いとなります。その後認定された場合、就学援助費は認定月以降が対象となります。
- 新型コロナウイルスの影響に伴う所得の減少等により就学が困難な場合、または、それにより申請に支障を来し申請時期を失した場合、『4. 申請方法』及び『5. 必要書類について』並びに上記注意事項の内容に関わらず、別途、市のホームページ等に掲載し規定する内容で申請・認定・支給の取り扱いをする場合があります。

5. 必要書類について

- ① 『要保護及び準要保護児童・生徒認定申請書』〈様式第1号〉(学校にあります)
- ② その他添付書類



《不認定になった場合》

○本申請時点では令和3年度の住民税課税状況(令和2年分所得等)を元に審査を行います。不認定となった場合で令和3年分所得に変更がある場合、課税年度が切り替わる6月に再度申請していただきますと、新年度の課税状況等を元に審査させていただきます。

(参考) 令和3年度住民税は令和2年1月1日から同年12月31日の収入額をもとに算定されています。

お問合せ先

長岡京市教育委員会 学校教育課学務係

TEL : 075-955-9544 (直通)

Email : gakkoukyouiku@city.nagaokakyo.lg.jp

※申請内容や添付書類に不備がある場合や税申告をされていない場合は、認定ができませんのでご注意ください。

長岡京市教育委員会教育長様

〇〇年△△月□□日 提出

私は、下記の内容を承諾したうえで、就学援助を申請します。

- 1 世帯に属する者の住民基本台帳、所得・課税情報及び生活保護情報等を調査、閲覧及び利用すること。
- 2 認定や支給に必要な情報を学校に調査及び情報提供すること。
- 3 就学援助が認定された場合に学校給食費及び医療費以外の就学援助費を下記の口座に振り込むこと。
- 4 長岡京市から支給される就学援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任すること。ただし、市立中学校の学校給食に係る就学援助費については、教育長に委任すること。
- 5 医療費の請求、受領及び返納について各医療機関に委任すること。

必ず記入

申請者 (保護者)	住所	長岡京市 開田1丁目1番1号			
	フリガナ	ナガオカ イチロウ		電話番号	〇〇〇-△△△-□□□
	氏名	長岡 一郎			

対象児童生徒から見た続柄

・世帯の状況 (単身赴任をしている保護者を含む世帯を同一にしてください)

対象児童・生徒	氏名	生年月日	続柄	学校	学年	組	備考
	ナガオカ ハナコ 長岡 花子	〇年△月□日	本人	長岡京市立〇〇小学校	1	2	
ナガオカ キョウタ 長岡 京太	〇年△月□日	本人	長岡京市立〇〇小学校	3	4		
在籍学校ごとに児童・生徒の氏名等を記入							
上記児童・生徒を除く	フリガナ 氏名	生年月日	続柄	職業・勤務先・学校名	収入の有無	備考(※1)	
	ナガオカ イチロウ 長岡 一郎	〇年△月□日	父	(株)〇〇会社勤務	有・無		
	ナガオカ キョウコ 長岡 京子	〇年△月□日	母		有・無		
	ナガオカ タロウ 長岡 太郎	〇年△月□日	祖父	年金 京都府第〇〇号			
上記の児童生徒以外の世帯を同じくする全ての方の氏名等を記入 (別の学校に在学している児童・生徒含む)							

※身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳をお持ちの方がいる場合は、「備考」欄に手帳の名称と等級を記入してください。

・申請理由等

準要保護申請者は申請理由を必ず記入してください

申請理由 1 …要保護 それ以外…準要保護	1 生活保護(教育扶助)を受けているため。・・・生活保護開始日(年 月 日) ② 前年度又は当該年度に生活保護の停止・廃止の措置を受けたため。 ③ 経済的な理由で児童・生徒の就学が困難であるため。 ④ その他				
	いずれかに必ず〇印				
前年度就学援助受給状況	有・無	住宅の形態	持家・借家・借間	健康保険の有無	有・無

・振込口座

金融機関名	〇〇銀行・金庫・農協	△△支店	預金種別	普通・当座
フリガナ	口座名義、フリガナ共に記入漏れのないよう		座番号	△△△△△△△
口座名義	お願いします			